

第12回東村山駅西口公益施設運営検討会（要約版）

日 時:平成19年8月20日(月)第2委員会室 午後7:00～8:00

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員10名、市長、事務局3名

■開会挨拶(会長)

■出欠及び会議の公開

本日は公開会議とする。(傍聴者5名)

■内容(事業者の選定方法について) 「㊦」:事務局、「・」:委員

- ㊦ 検討会の提案も一通りまとまってきたので、事業者を選定し、その意見を取り入れながら、具体化していった方がいいという意見があった。これを受けて、今回は事業者の選定方法についてご意見をいただきたい。

【事業者選定における前提】

- ㊦ まず、1番では事業者の選定における前提について記載している。①として市民サービス、効率性を最大限に向上できる事業者を選定する。②として選定は透明性及び公平性に配慮して行う。
- ・ ②については当然だと思う。①も前回の検討会において、この方向で事業者を選定していくべきという意向があったと思うがいかがか。
  - ・ 特に問題ない。

【対象事業者】

- ㊦ 専門的なノウハウを活用するため、健康増進施設などの運営実績のある団体に限定している。
- ・ 特に問題ない。

【運営の形態及び選定方法】

- ㊦ 2つの運営の形態が考えられる。①は指定管理者制度、②は業務委託である。指定管理者制度は施設全体の管理運営を一括して行わせる方法であるのに対し、業務委託では清掃業務などの業務の一部を事業者に行わせることになる。指定管理者制度では、事業者が作成し市の承認を得た事業計画に則って業務を行うが、業務委託では市が作成した仕様書に基づき業務を行う。
- ・ 指定管理者制度でも、条例などの範囲内において運営することになる。事業計画書を市が承認するので、事業者が好き勝手に行えるわけではない。
  - ㊦ 事業者の選定方法にもプロポーザルと入札の2つが考えられる。入札は、市が作成した仕様書に基づく業務について、最も安価で請け負う事業者が落札する方法である。プロポーザル方式は、事業者が作成した事業計画書の比較によって選定する方法で、管理運営の内容と価格を総合的に判断し選定する。指定管理者制度には、プロポーザルが適しており、業務委託は入札で行われる

のが一般的と考えられる。

- ・ 業務委託や指定管理者制度では事業者はどういった利益を享受するのか。事業者の創意工夫や経営努力を生かす余地があるのか。
- ㊦ 業務委託の場合には、仕様書の業務をこの金額でということになる。指定管理者制度の場合には、3つのケースが考えられる。利用料金を指定管理者の収入とし、指定管理料は払わない方法。もう一つは指定管理料を支払い、利用料金は市の収入とする方法。最後にその併用ということになる。
- ㊦ 指定管理者制度では、例えば利用料を500円とするか、300円として多くの利用者を集めるかは事業者の裁量になる。公の施設なので、黒字にならない場合が多いが、赤字の部分を市が指定管理料として支払うことになる。
- ・ 業務改善の結果が事業者の利益になるのかが問題だ。例えば、業務委託では電気代は市の負担だから、照明はつけっ放しにするのか。指定管理者では、努力が自分の利益になるのであれば、事業者も創意工夫をするのかと思う。
- ・ 人気のプログラムを企画して利用者の拡大をするような余地があるのか、市の仕様書の通りに行うのかということポイントだと思う。
- ・ 指定管理者制度の方が、事業者に裁量の余地があると考えられるので、これまでのことを踏まえると指定管理者制度のほうが適しているのではないか。
- ・ 何箇所か視察に行っているが、立地条件など様々なことに配慮して、専門性の問われる施設について詳細に仕様書を作るのは難しい感じがする。検討会の意見を募集の際に提示することで、意向に沿った運営ができるのではないか。
- ・ これまでの議論から考えると指定管理者制度、プロポーザル方式ということではないか。
- ・ 異議なし。

#### 【選定委員】

- ㊦ 選定委員については、まだ未定であるが、実際にプロポーザルを行うということになれば、運営検討会の皆さんにも何らかの形で強力をお願いすることがあるかと思う。
- ・ この運営検討会がそのまま選定委員になるということか。それとも別の形式で専門家などが加わるということになるのか。
- ㊦ その点についても、今後明確になると思うが、何らかの形で参加いただきたいと考えている。
- ㊦ 実際に事業者を選定する作業においては、透明性の観点から一般の市民の方で、かつ、これまでの西口公益施設の経緯をある程度理解している方を含んだ形で行っていきたいと考えている。

#### 【公開又は非公開】

- ㊦ 公平性、透明性という観点から、各事業者の事業計画書や選定の経過を何らかの形で公開するなどが考えられる。また、選定過程でパブリックコメントを行っ

て市民の意見を聞く方法も考えられる。しかし、課題として事業計画書の公開は事業者の技術等の漏洩により事業者の不利益につながる可能性がある。

- ・ 状況に応じて事務局の方で判断してもらうことでいいのではないか。
- ㊦ 公開すれば、透明性、公平性は確保されるが、例えばパブリックコメントでは、A事業者の関係者がA事業者を指示する意見を集中して提出することも可能になってしまう。しかし、非公開にすると不透明になるデメリットもある。また、事業計画書の公開により、企業秘密が漏れることを避けて辞退するようになれば、市にとっても不利益になる。これらを踏まえて進めていきたいと考えている。

#### 【募集方法について】

- ㊦ 多くの事業者がプロポーザルに参加できるようにしていきたい。募集情報は、市報、告示、HP、業界紙などで流し、募集要項には、施設の基本方針、図面、仕様、運営検討会からの意見などを記載する必要がある。
- ・ その方向で問題ない。事務局でよく検討してもらいたい。

#### 【その他】

- ・ 1社や2社しか来なかったらどうするのか。
- ㊦ 運営実績を有する対象事業者だけでも多数あるので、想定していない。
- ・ 事前に書類審査等をした後、プロポーザルということになるのか。
- ㊦ 書類審査などの事前選考は考えていない。
- ・ 2階と3階があるが、まとめて1社に任せることになるのか。
- ㊦ 原則1社で考えている。ただし、行政窓口については直営になると考えている。
- ・ 行政窓口についても、取り扱う業務の内容にもよるが、最初から直営というのではなく、指定管理者に任せる方法も考えていったほうがいいのではないか。
- ㊦ 確かにその通りで、行政窓口で何をやるかということが問題になる。出先の窓口では、現在各公民館などで地域サービス窓口を行っている。そこでは、住民票、戸籍、住所の異動届など様々な業務を取り扱っている。同様のもの考えると委託は難しい。利便性としてどんなサービスを提供するかによって異なる。

■次回 9月26日(水)午後7時00分～ 第2委員会室にて